

令和3年10月6日
(照会先)
特定事業部
特定事業部長 梅林 芳生
(電話直通 03-6892-0849)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金振込通知書」(令和3年10月定期支払)の印刷誤りについて

1 事象

現在、令和3年10月の年金のお支払いについてお知らせする「年金振込通知書」をお送りしていますが、同4日(月)及び5日(火)にお送りした一部の「年金振込通知書」※について、振込金額等の記載内容が誤っていることが判明しました。

このような事態を招き、該当の年金受給者の方に大変ご迷惑をお掛けすることになり、深くお詫び申し上げます。

※レイアウトは別添1参照

2 原因

「年金振込通知書」の作成・発送業務を委託している外部委託業者において、「年金振込通知書」を印刷する工程に誤りが発生したことによります。

3 件数及び影響

(件数): 約97万人 次の県の一部の方

愛知県、三重県及び福岡県(対象地域は別添2参照)

(影響): 誤ってお知らせした内容

「年金振込通知書の送付理由」、「年金の制度・種類」、「基礎年金番号・年金コード」、「振込先金融機関及び支店」、「令和3年10月から令和4年4月までの年金支払額・年金から特別徴収する保険料等・所得税額および復興特別所得税額・控除後振込額」及び「前回支払額」

※氏名は記載されておられません。

なお、これらの情報のみでは、個人を特定できるものではありません。

4 対応

(1) 新たに正しい「年金振込通知書」を再作成し、令和3年10月11日(月)にお客様にお送りします。当該通知表面には「正」との記載があります。

また、改めて、可及的速やかに、お客様にお詫び状をお送りするとともに、誤った「年金振込通知書」の返送用封筒を同封しますので、お手数ですが返送もしくは破棄いただきますようお願いいたします。

対象地域にお住まいの方は、現在お手元に届いた「年金振込通知書」を開かないようお願いいたします。

10月15日(金)にお支払いする年金は、正しい年金額でお支払いします。

(2) 本件に関して、10月7日(木)から29日(金)まで、お問い合わせ専用のダイヤルを次のとおり開設します。

振込通知書お問い合わせダイヤル

0120-002-730(通話料無料)

携帯電話からも無料をご利用いただけます。IP電話の一部からも無料をご利用いただけます。

月曜日	午前8時30分～午後7時
火曜日から金曜日	午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日	午前9時30分～午後4時

以上

＜ハガキ宛名面＞

郵便はがき		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: center;">料金後納 郵便</div> </div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">親展</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 開封前にあて名をご確認ください。 </div> <p style="font-size: small;">このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。</p> <p style="font-size: x-small;"> ・矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。 ・水にぬれている場合は、よく乾かしてから開いてください。 </p>	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> 大切なお知らせ </div> <p style="font-size: x-small;">内側にある内容をご確認いただき、確認後は大切に保管してください。</p> <hr/> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">差出人</div> <div style="text-align: center;"> <div style="font-weight: bold; font-size: 1.2em;">日本年金機構</div> <div style="font-weight: bold; font-size: 0.8em;">Japan Pension Service</div> </div> <div style="margin-left: 10px; font-size: x-small;"> 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 三丁目5番24号 </div> </div>	

＜ハガキ通知面＞

年金振込通知書		(振込予定日) 令和 3 年 10 月 15 日			
<p style="font-size: x-small;">されたことにより、令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。</p>					
年金の制度・種類	年金	振込先			
基礎年金番号	年金コード				
各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額					
	令和 年 月の 支払額	令和 年 月からの 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額 ※1	円	円	円	円	円
介護保険料額 ※2	円	円	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円	円	円	円	円
個人住民税額 ※2	円	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円	円
※1 下面の【注意事項】をご覧ください。 ※2 下面の「年金から特別徴収する保険料等」をご覧ください。					
厚生労働省 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長					<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: center;">印影</div> </div>

【別添2】

<p>愛知県</p>	<p>名古屋市昭和区、名古屋市名東区、名古屋市北区、名古屋市千種区、 名古屋市中区、名古屋市東区、名古屋市守山区、名古屋市天白区、 名古屋市瑞穂区 半田市、豊田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、愛知郡 東郷町、知多郡 阿久比町、 知多郡 東浦町、知多郡 南知多町、知多郡 美浜町、知多郡 武豊町 一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡 大治町、 海部郡 蟹江町、海部郡 飛島村</p>
<p>三重県</p>	<p>桑名郡 木曾岬町</p>
<p>福岡県</p>	<p>直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、宮若市、嘉麻市、 鞍手郡 小竹町、嘉穂郡 桂川町、田川郡 香春町、田川郡 添田町、田川郡 糸田町、田川郡 川崎町、田川郡 大任町、田川郡 赤村、田川郡 福智町、京都郡 みやこ町、築上郡 築上町</p>